

わたしたちの 日本一 美しい村



広報

# しらかわ

SHIRAKAWA

2011年10月11日発行

第483号



「交通安全訴え鼓笛パレード」  
(親子ぞうさんクラブ交通安全パレード 9/29)



the most beautiful  
villages  
in japan

「日本で最も美しい村」連合に加盟しています



## 10月号

議会だより…2ページ  
カメラさんぽ…6ページ  
お知らせ…8ページ  
岐阜県からのお知らせ…10ページ

# 議会だより

9月21日(水)～29日(木)にかけて、平成23年第3回白川村議会定例会が行われました。

会では、行政報告、平成22年度財政健全化判断比率の報告、平成22年度財団法人白川村緑地資源開発公社及び財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団の経営状況報告、意見書の提出、議案等について審議され、全て原案通り可決されました。

主な内容は次のとおりです。

□人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
新谷 保雄さん(65歳)  
大字木谷533番地の1  
適任として答申しました

□平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について  
詳しい内容は、広報しらかわ11月号に掲載します

□白川村自治功労者表彰条例に基づく被表彰者の同意を  
求めることについて  
表彰理由 白川村民生委員  
宮丸 妙子さん(71歳)  
大字飯島285番地  
在職 33年

□白川村自治功労者表彰条例に基づく被表彰者の同意を  
求めることについて  
表彰理由 白川村民生委員  
宮丸 妙子さん(71歳)  
大字飯島285番地  
在職 33年

中田 秋子さん(69歳)  
大字荻町422番地  
在職 27年

大松美枝子さん(69歳)  
大字平瀬126番地の41  
在職 21年

□白川村教育委員会の委員の  
任命につき同意を求めるこ  
とについて  
高島 廣行さん(62歳)  
大字平瀬303番地の73  
任期 平成23年10月1日から  
平成27年9月30日

□白川村税条例の一部を改正  
する条例について  
過料の上限額の見直しと、  
新設を行うもの

□災害弔慰金の支給等に関す  
る条例の一部を改正する条  
例について  
災害弔慰金の支給対象とな  
る遺族の範囲に、死亡した者  
と生計を同じくしていた兄弟  
姉妹を加えるもの

□白川村消防団の設置等に関  
する条例の一部を改正する  
条例について  
消防組織法の一部を改正す  
る法律の施行に伴い、改正す  
るもの

□岐阜県市町村職員退職手当  
組合規約の一部を改正する  
規約について  
組合の事務所の位置を改  
め、組合の議会の組織につい  
て、組合議員の選任方法を改  
めるもの

□白川村過疎地域自立促進計  
画の変更について  
白川村過疎地域自立促進計  
画の内容変更

□介護職員処遇改善交付金制  
度の改善と継続を求める意  
見書の提出について  
高齢化の進展に伴い、介護  
ニーズが増大する中で、介護  
サービスを担う人材を確保す  
ることは重要な課題でありま  
す。

□介護職員処遇改善交付金制  
度の改善と継続を求める意  
見書の提出について  
高齢化の進展に伴い、介護  
ニーズが増大する中で、介護  
サービスを担う人材を確保す  
ることは重要な課題でありま  
す。

□介護職員処遇改善交付金制  
度の改善と継続を求める意  
見書の提出について  
高齢化の進展に伴い、介護  
ニーズが増大する中で、介護  
サービスを担う人材を確保す  
ることは重要な課題でありま  
す。

□介護職員処遇改善交付金制  
度の改善と継続を求める意  
見書の提出について  
高齢化の進展に伴い、介護  
ニーズが増大する中で、介護  
サービスを担う人材を確保す  
ることは重要な課題でありま  
す。

## 平成23年度補正予算

□一般会計 (第3回)	
増額:	2,515万1千円
計:	29億7,538万6千円
増額の主なもの: 外出支援事業など	
□国民健康保険特別会計 (第2回)	
(事業勘定)	
歳入歳出の総額に変更なし	
(直診勘定)	
増額:	84万5千円
計:	1億420万6千円
増額の主なもの: 一般会計への繰出金など	
□簡易水道特別会計 (第2回)	
増額:	340万0千円
計:	7,310万5千円
増額の主なもの: 工事請負費など	
□温泉開発特別会計 (第3回)	
増額:	467万0千円
計:	1億1,276万8千円
増額の主なもの: 修繕料など	

介護・福祉の賃金水準は他業種と比べて低いことなどから、特に介護職員については離職率が依然として高い水準にあり、人材の確保が難しい状況となっております。

国は、介護職員の処遇改善に取り組むことを目的に、平成21年10月から平成24年3月

までの実質2年半の時限立法により、介護職員処遇改善交付金制度を実施しています。この交付金制度は介護職員のみを対象とし、看護師・ケアマネージャー・生活相談員などは対象外としています。施設運営は、様々な職員のことからも、すべての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきです。

また、交付金制度の終了に伴い、職員に対する処遇が低下し、離職に拍車がかかるおそれがあり、今後の高齢社会を支える介護職員などの雇用

を維持するためには、同制度の改善と継続を図る必要があります。

よって、国及び政府においては、介護事業の成長並びに介護職員の雇用の安定及び優秀な人材の確保のため、介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を図られるよう強く要望します。

□免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、平成24年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油について、軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税するという制度で、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など幅広い事業にかかわる動力源の用途などに、申請すれば免税が認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等を使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負

担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済に計り知れない悪影響を与えることになりま

よって、国及び政府においては、その必要性を十分に認識していただき、免税軽油制度が継続されるよう強く要望します。

この意見書は、衆参両院長、内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に送られました。

## 一般質問

地域格差について

(大田議員)

Q、土木事業の減少により、雇用の場がなくなり、働き場所を農業や林業、観光業等に変わっていかねばならない現状である。そのために、農産物の生産や、白川郷独自の民芸品等を考案し、作った品を販売できる店舗の確保が必要。

現在、それらを販売できる店舗が、南部・北部・戸島地区にはない。自由平等に販売できる店舗の確保が地域格差の減少につながると考えるが、どうか。

また、白川郷独自の民芸品等を考案するための工房の設立について。

A、将来的に整備すべき公共投資について計画的に整備し、産業の構造改革も同時進行で行わなければなりません。「村ごと六次産業化」を構築し、村民の皆様が潤える村づくりのためにも、農林産物の生産・加工・販売を実践したいと考えます。このためにも、年間150万人以上の観光マーケットを有効に活用し、活性化を目指します。

企業誘致や村民の皆様の投資による生産・加工に加え、観光マーケットに対する販売については、現存する「じ・ば工房、元気な野菜館、道の駅、合掌造り民家園」等を活用しながら、販売促進を図ります。

民芸品を考案する工房の設立について、小さな村での売れ筋商品の開発には、多額な費用と多くの時間を要することから、外部からノウハウを導入する方向で考えています。

村内の有志による農産物等の加工や試験等は、旧白川小学校校舎の活用について検

討を行っており、民芸品等の考案は、じば工房での更なる有効活用を考えています。

「第六次総合計画」答申後における、執行側の受け止めや取り組み状況について

(松井議員)

Q、第六次総合計画に対する受け止め方は。また、答申後6ヶ月以上経過しているが、実施計画の取り組み状況は。

A、第六次総合計画は、村づくりを進める上での基本となる計画で、策定委員会が各部会で決定した方向を、村に対して答申したものです。原則として10年間は、この計画を柱として村づくりに邁進していきます。

重点施策として、①質の高い観光への転換②新産業の創出と新村民受入体勢の整備③子育てを応援する環境づくり④生涯を安心して過ごすことのできる村づくり⑤村民全員「ふるさと博士号」の認定、の5項目は、いずれも人口減少に歯止めをかけ、村全体の活性化を図るために必須な施策で、「いつまでも住み続けたい村」に向かう重要な施策でもあるため、最大限努力い

たします。

実施計画は、今何を重点的に実施すべきかを見極めながら、従来の方式である3年ごとのローリングを行いますが、また、庁内でまとめたものについて、議員の皆様からご意見をいただきながら進めていける体制作りを図りたいと考えます。

南部地区児童の夏休み期間のプール利用について

(新合議員)

Q、南部地区児童の夏休み期間における、白川小のプールの利用が少なかったようだが、今年度の利用状況は。

また、旧平瀬小のプールの活用と、白川小のプール改修について。

A、統合1年目の白川小の夏休み期間中、プール運用は17日あり、利用率は全体で37.82%でした。校区別に調べると、平瀬校区は34.84%、白川校区は38.65%となり、3.81%の差となりました。この差は、平瀬の児童が1日1人利用されることで、白川校区の利用率と同じになり、両校区の利用率については、ほとんど差がないといえます。

旧平瀬小のプールについては、配管に漏水があることや、監視員の配置の問題から廃止し、白川小のプール一本で使うことでご理解いただきたいと考えます。

また、現在の白川小のプールについて、過疎の事業計画をすすめる中で、なるべく早く白川小・中学校付近に移せるよう、検討を進めます。

旧平瀬小学校の廃校利用について (新合議員)

Q、旧学校下検討委員会が新しく立ち上がったが、以前に廃校を考えるフォーラムや、廃校活用シンポジウム等が行われたが、村民に報告がない。今回白紙の状態からのスタートなのか。

A、これまで行われたフォーラムやシンポジウムでは、結果として何も結論が出ていません。また、方向付けの提議もされておらず、申し訳なく思うところです。

新しく立ち上げた旧学校下検討委員会を中心に、これまで視察に行かれた方をはじめ、色々な方の意見を集約して、より良い方向に向けて検討していただきたいと考えます。

白山国立公園指定50周年行事の取り組みについて (新合議員)

Q、来年の白山国立公園指定50周年行事イベントの取り組みの主体はどこか。

また、今年中止となった大白川ウォーキングについて、来年度以降の取り組みは。

A、50周年記念の式典については、白山に関わる4県の各組織がまとまった形で行うよう調整しているところです。イベントについては、各組織別々に行なわれることになりそうです。

予算規模については、現在のところわかっていません。式典の調整をする中で、内容や予算の負担割合について、今年度慎重に検討したいと考えています。

今年中止となったウォーキングについては、来年度はコースを道の駅白山から白水湖まで、帰りをマイクロバスでという内容で検討しています。南部地域の方の期待も大きいと聞いていますので、50周年以降も、恒常的な行事として行えたらと考えます。地域の皆様の盛り上がり、ご協力をいただきたいと考え

ます。

大白川園地及び野営場の今後の利用について (森崎議員)

Q、平成21年度からの大白川野営場指定管理業務の内容と、今後の県からの譲渡について。

また、南部地区の活性化に向けた、大白川園地を含む国立公園内の観光資源の発掘や、開発についての将来構想は。

A、大白川野営場の設営期間は、基本的に7月20日から8月31日までで、利用者の延べ人数は、平成22年度が1,324人、21年度が1,378人。収支については、平成22年度は88万7千円、21年度は81万2千円の赤字となっています。

しかし、大白川の自然資源は素晴らしく、南部の活性化につながる可能性があることから、大白川野営場については、県から無償譲渡を受けたと考えています。また、野営場だけにこだわるのではなく、白山までの登山道の整備や、水の滝の滝つぼまで下りられる歩道の整備についても、環

境省や県と現在調整をしているところですが。

さらに、丹生川の五色ヶ原と同様、自然の案内人等の実施で、数々でも生計が成り立っているのかもしれない。現存する自然資源をできるだけ壊さず、有効に利活用したいと考えます。

世界遺産の継承について (川田議員)

Q、荻町地区内への車の乗り入れ規制について、アンケート調査等を基に社会実験を行い、現在の大型バス乗り入れ規制や、第3金曜・土曜日の規制に至っている。交通規制については、世界遺産を継承していくうえで、大変重要な問題である。これまでの交通問題対応策への評価と、今後に向けての政策は。

また、最近保存地内の農地を有料駐車場として利用する違反行為が目立っており、対応策を急ぐ必要がある。9月12日に荻町伝統的建造物群保存地区内の有料駐車場の考え方について、お願い文書が出ている。荻町区長も区の問題として考え、関係者への承を指すため、関係者への

理解と協力を求めていく必要があるが、どうか。

A、荻町地区内の交通対策については、村の交通計画に基づき、荻町交通対策委員会での意見を聞きながら、実施しています。この中で、大型車両の規制が確立したことは、交通対策委員会のご尽力はもとより、地域の皆様のご理解をいただいたことに感謝を申し上げます。

ただ、普通車両規制についての方向性が確立していないことから、委員会の検討を重ねてほしいと願います。第1段階としての「年間80日規制」、そして普通車両の完全規制について引き続き検討をいただきたいと考えます。

駐車場問題について、最近は乱立の状況であり、早急な対策を講じる必要があります。

9月12日の区長会で荻町区民の方に「荻町伝統的建造物群保存地区内の有料駐車場の考え方について」お願い文書を配布したところです。有料駐車場がいけないということ、は、「白川村伝統的建造物群地区条例」第7条第8項や、自然環境を守る会の「景観保